

三重県航空宇宙産業人材育成支援事業費補助金交付要領

(目的)

第1条 三重県航空宇宙産業人材育成支援事業費補助金(以下「補助金」と言う。)は、県内の中小企業者等の航空宇宙産業に関する人材育成に要する経費の一部を補助することにより、技術力の向上を図り、もって三重県の航空宇宙産業の振興に寄与することを目的とする。

(通則)

第2条 補助金の交付は、三重県補助金等交付規則(昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。)、雇用経済部関係補助金等交付要綱(平成24年三重県告示第250号。以下「要綱」という。)及び三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱(以下「暴力団等排除要綱」という。)の規定によるほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第3条 この要領において「中小企業者等」とは、三重県内に主たる事務所又は事業所を有する次の各号のものをいう。

(1) 中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定するものをいう。ただし、次の表に掲げる業種に係る資本の額又は出資の総額並びに常時使用する従業員の数に関しては、それぞれ次の表の数値以下の会社及び個人とする。)

| 業 種 | 資本の額又は出資の総額 | 従業員の数 |
|--|-------------|-------|
| ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。) | 3億円 | 900人 |

(2) 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定する中小企業団体及び特別の法律によって設立された組合及びその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法第2条に規定する中小企業者である団体

(3) 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法第2条に規定する中小企業者である団体

(4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第22条の規定により設立された社団法人であって、当該法人の直接又は間接の構成員の3分の2以上が第1項に規定する中小企業者である団体

(5) 有限責任事業組合契約に関する法律(平成17年法律40号)第2条の規定により設立された有限責任事業組合

(6) 中小企業者によるグループ(規約と責任者が定められており、構成員の2分の1以上が本条(1)の中小企業者及び(3)の組合であるものに限る。)

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、三重県内に事務所又は事業所等を有し、消費税、地方消費税、及び全ての県税に滞納がない中小企業者等とする。

(補助対象事業等)

第5条 補助対象事業は、中小企業者等が自ら計画した航空宇宙産業にかかる人材育成事業とする。補助率及び補助限度額は別表1に掲げる範囲内とする。

2 補助対象経費は、別表2に掲げる経費のうち、知事が必要かつ相当と認めるものについて、予算の範囲内において交付する。

3 第1項の事業の完了は、補助金の交付決定を受けた年度の3月15日(土日祝日の場合はその翌日)までとする。

4 補助対象事業において、国、及び市町等の他の補助金との併用はできないものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める期日までに三重県航空宇宙産業人材育成支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときはその内容を審査し、適正と認めるときは補助金の交付を決定し、補助金交付決定者(以下「補助事業者」という。)に通知するものとする。

2 知事は、前項の交付決定にあたっては、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。

(1) 暴力団等排除要綱別表に掲げる一に該当しないこと。

(2) 暴力団等排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。

3 前項に定めるほか、知事は、補助金等の交付の目的を達成するために必要があるときは、必要に応じて条件を付し、又は申請に係る事項につき修正を加えて交付決定することができる。

(申請の取り下げ)

第8条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更等の承認)

第9条 補助事業者は、次の各号に掲げる場合には、あらかじめ承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 研修計画書(収支予算書も含む)の内容を変更しようとするとき(様式第2号)

ただし、次に掲げる事項に該当する場合についてはこの限りではない。

ア 研修の目的達成に支障が生じない範囲で、内容や人材育成目標を変更する場合

イ 補助事業の目的達成に支障がなく、補助対象経費総額が30%以内の減額となる場合

ウ イと同様で、経費区分ごとの額の変更が、50%以内の増額及び減額となる場合

(2) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。(様式第3号)

2 知事は、前項の規定による承認について、必要に応じて条件を付し、又は申請に係る事項につき修正を加えて承認することができる。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、知事が必要と認める場合には、別に定める日現在における補助事業の進捗状況について、別に定める日までに事業進捗状況報告書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。ただし、第9条の規定による変更承認申請書もしくは第11条の規定による実績報告書を提出している場合はこの限りでない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から15日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の3月15日(土日祝日の場合はその翌日)のいずれか早い日までに、三重県航空宇宙産業人材育成支援事業費補助金実績報告書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条の規定による補助事業実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金交付決定の内容(第9条による承認を受けている場合はその承認の内容)及びこれに付けた条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者について通知するものとする。

(補助金の精算払の請求)

第13条 補助事業者は、補助金の精算払いを受けようとするときは、補助金精算払請求書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(補助金に係る経理)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る経理については、他の経理と明確に区別した帳簿及びすべての証拠書類を整備し、その収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業完了(補助事業の廃止の承認を受けた

場合を含む。以下同じ。)の日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第15条 規則及びこの要領に定めのない事項、及び補助事業の運用上疑義の生じた事項については、補助事業者は、知事に協議するものとする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月6日から施行する。

この要領は、平成30年4月10日から施行する。

この要領は、令和2年4月8日から施行する。

この要領は、令和3年1月21日から施行する。

この要領は、令和3年4月2日から施行する。

この要領は、令和4年4月6日から施行する。

この要領は、令和5年4月4日から施行する。

別表1 補助率及び補助限度額

| 補助率 | 補助限度額 |
|--------------|---------|
| 補助対象経費の1/2以内 | 200千円/社 |

別表2 補助対象経費

| 経費区分 | 内容 |
|-------|---|
| 受講費 | 航空宇宙産業に係る技術的な専門知識等の習得を目的とした外部研修の受講にかかる費用(材料、テキスト代等を含む。) |
| 外部講師費 | 航空宇宙産業に係る技術的な専門知識等の習得を目的とした社内研修において外部講師を活用する際の費用 |
| 消耗品費 | 航空宇宙産業に係る技術的な専門知識等の習得を目的とした社内研修において必要となる材料代、テキスト代等の費用 |
| その他 | その他、知事が特に必要と認めた経費 |

※振込手数料、消費税及び地方消費税は、補助対象経費から除くものとする。